○国土交通省告示第四百三十三号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第六条第三項の規定に基づき、令和五年国土交通省告示第百四十六号（海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が施行する件）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年六月二日

国土交通大臣　中野　洋昌

工事の区域の欄を次のように改める。

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)の地点と(6)の地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(1)　千葉県船橋市日の出二丁目二一番地内（北緯三五度四一分〇一秒、東経一三九度五九分〇〇秒）の地点

(2)　(1)の地点から二〇〇度二八分〇三秒二三三・八一四メートルの地点

(3)　(2)の地点から二八五度五五分一七秒三四二・五五一メートルの地点

(4)　(3)の地点から一九五度五五分一七秒五〇・〇二九メートルの地点

(5)　(4)の地点から一〇五度五五分二七秒四一三・八一一メートルの地点

(6)　(5)の地点から二〇度二八分三五秒二七八・〇五七メートルの地点

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(7)の地点と(10)の地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(7)　千葉県船橋市日の出二丁目二一番地内（北緯三五度四一分〇九秒、東経一三九度五九分〇三秒）の地点

(8)　(7)の地点から二〇〇度三九分二四秒一七二・三〇七メートルの地点

(9)　(8)の地点から一一〇度三九分二四秒七六・四一一メートルの地点

(10)　(9)の地点から二二度〇七分三六秒一七二・三六一メートルの地点

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(11)の地点と(19)の地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(11)　千葉県船橋市日の出一丁目二二番地内（北緯三五度四一分一八秒、東経一三九度五八分五七秒）の地点

(12)　(11)の地点から一二二度〇八分二四秒二六〇・八六四メートルの地点

(13)　(12)の地点から七六度五四分〇七秒一二・三二二メートルの地点

(14)　(13)の地点から一一〇度三九分二四秒七四・九四五メートルの地点

(15)　(14)の地点から二二度〇七分三六秒五三・二三一メートルの地点

(16)　(15)の地点から三四二度〇八分〇九秒四五・〇〇六メートルの地点

(17)　(16)の地点から三〇二度〇八分三一秒二三〇・五二五メートルの地点

(18)　(17)の地点から二八九度五六分二三秒七九・五四八メートルの地点

(19)　(18)の地点から二四五度四五分二六秒八・六六一メートルの地点

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(20)の地点と(25)の地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(20)　千葉県船橋市湊町地先（北緯三五度四一分二四秒、東経一三九度五九分一二秒）の地点

(21)　(20)の地点から一一二度〇七分二九秒七七・七〇九メートルの地点

(22)　(21)の地点から二二度三〇分一一秒六四・一〇五メートルの地点

(23)　(22)の地点から一一二度三一分〇六秒七二・三九六メートルの地点

(24)　(23)の地点から一九度五七分五八秒五九・七五四メートルの地点

(25)　(24)の地点から二九一度四六分五九秒一四八・二二四メートルの地点

○国土交通省告示第四百三十四号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月二日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

令和七年六月二日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
北海道横断自動車道黒松内釧路線	北海道上川郡清水町字清水一〇二八番一から同道上川郡清水町字清水一〇〇〇番三五まで	令和七年六月三日五時

○国土交通省告示第四百三十五号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条第十八項及び第二十六条の四第十七項の規定に基づき、令和二年国土交通省告示第七百八号の一部を次のように改正する。

令和七年六月二日

国土交通大臣　中野　洋昌

「一般財団法人北海道警察職員互助会　北海道札幌市中央区北二条西七丁目北海道警察本部内」及び「一般財団法人岩手県警察職員互助会　岩手県盛岡市内丸八番一〇号」を削り、「市場町一番一号」を「中央四丁目一三番一〇号」に、「宇田川町四一番一号」を「神山町七番一〇号」に改め、「一般財団法人石川県警察職員互助会　石川県金沢市鞍月一丁目一番地」及び「一般財団法人兵庫県職員互助会　兵庫県神戸市中央区下山手通五丁目一〇番一号」を削り、「法蓮町七五七奈良県奈良総合庁舎内」を「大安寺一丁目二三番二号」に改め、「一般財団法人広島県職員互助会　広島県広島市中区基町一〇番五二号広島県庁内」及び「一般財団法人長崎県職員互助会　長崎県長崎市尾上町三番一号」を削り、「三八」の下に「大分県教育会館内」を加え、「一般財団法人大分県職員互助会　大分県大分市大手町三丁目一番一号大分県庁内」を削る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第四百三十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年六月二日

国土交通大臣　中野　洋昌

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

岩ノ谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

高知県吾川郡いの町高藪

字ケヤキ山　一三八番七　一号から九号まで

二二一番二　十号　十一号及び十二号

字土居　六〇番一　十三号から十八号まで

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

ハイノキョウ上谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

高知県長岡郡大豊町西峰

字コヲタキ	四五八九番一	一号及び二号
字キウ子	二七五五番	三号
字大ヒガシ	四五八四番	四号
	四五八三番	五号
字コヲシン	四五二二番一	六号
	四五二一番一	七号
字ヨシモカ	四五一七番	八号及び九号
	二四八二番一	十号から十四号まで
	四五一六番	三十三号
字西谷	四五一三番一	十五号から二十九号まで
	四五一二番一	三十号から三十二号まで